鹿児島県大島郡徳之島町大字井之川、大字金見、大字亀津、大字亀徳、大字花徳、大字山、大字下久志、大字白井、大字手々、大字轟木及び大字母間の各一部
鹿児島県大島郡天城町内国有林鹿児島森林管理署二三四林班、二四一林班及び二四三林班から二四八林班までの全部並びに二三五林班、二三六林班、二三八林班及び二四九林班の各一部
鹿児島県大島郡天城町大字天城、大字大津川、大字兼久、大字瀬滝、大字当部、大字西阿木名、大字松原及び大字与名間の各一部
鹿児島県大島郡伊仙町内国有林鹿児島森林管理署二五〇林班から二五二林班までの各一部
鹿児島県大島郡伊仙町大字阿権、大字阿三、大字伊仙、大字糸木名、大字犬田布、大字面縄、大字喜念、大字木之香、大字検福、大字小島、大字崎原、大字佐弁、大字中山、大字馬根、大字古里及び大字八重竿の各一部
鹿児島県大島郡和泊町大字国頭及び大字西原の各一部
鹿児島県大島郡知名町大字大津勘、大字上城、大字上平川、大字下城、大字下平川、大字新城、大字住吉、大字瀬利覚、大字田皆、大字徳時及び大字屋子母の各一部
鹿児島県大島郡与論町大字茶花、大字那間、大字古里及び大字麦屋の各一部
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁並びに地先海面の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第七条第一項の規定に基づき、奄美群島国立公園に関する公園計画を決定したので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

この公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年三月七日

環境大臣　山本　公一

一　特別地域

（一）　特別保護地区

鹿児島県奄美市内国有林鹿児島森林管理署二〇二林班、二〇三林班及び二一三林班の各一部
鹿児島県奄美市住用町大字石原、住用町大字神屋、住用町大字川内、住用町大字城、住用町大字摺勝、住用町大字役勝、住用町大字山間及び名瀬大字知名瀬の各一部
鹿児島県大島郡大和村内国有林鹿児島森林管理署二三〇林班の全部
鹿児島県大島郡大和村大字思勝及び大字名音の各一部
鹿児島県大島郡宇検村内国有林鹿児島森林管理署二三〇林班の全部
鹿児島県大島郡宇検村大字湯湾の一部
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字阿木名及び大字嘉徳の各一部
鹿児島県大島郡徳之島町内国有林鹿児島森林管理署二四〇林班及び二六〇林班の全部並びに二三一林班から二三三林班まで、二四二林班及び二五七林班から二五九林班までの各一部
鹿児島県大島郡徳之島町大字山の一部
鹿児島県大島郡天城町内国有林鹿児島森林管理署二四三林班の全部並びに二三四林班、二三五林班及び二四四林班から二四六林班までの各一部

（二）　第一種特別地域

鹿児島県奄美市内国有林鹿児島森林管理署二〇六林班、二〇八林班から二一二林班まで、二一六林班及び二一七林班の全部並びに二〇二林班から二〇五林班まで、二〇七林班及び二一三林班の各一部
鹿児島県奄美市住用町大字市、住用町大字神屋、住用町大字川内、住用町大字城、住用町大字役勝、住用町大字山間、住用町大字和瀬、名瀬大字朝戸、名瀬大字金久町、名瀬大字小宿及び名瀬大字知名瀬の各一部
鹿児島県大島郡大和村大字大棚、大字津名久、大字名音、大字大和浜及び大字湯湾釜の各一部
鹿児島県大島郡宇検村内国有林鹿児島森林管理署二二九林班の一部
鹿児島県大島郡宇検村大字湯湾の一部
鹿児島県大島郡瀬戸内町内国有林鹿児島森林管理署二一八林班から二二四林班までの全部
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字阿木名、大字網野子、大字勝浦、大字嘉徳及び大字篠川の各一部
鹿児島県大島郡龍郷町大字円及び大字龍郷の各一部
鹿児島県大島郡喜界町大字阿伝、大字荒木、大字浦原、大字大朝戸、大字小野津、大字嘉鈍、大字川嶺、大字花良治、大字志戸桶、大字滝川及び大字中里の各一部
鹿児島県大島郡徳之島町内国有林鹿児島森林管理署二三二林班及び二五四林班から二五七林班までの各一部
鹿児島県大島郡徳之島町大字亀津、大字白井及び大字手々の各一部
鹿児島県大島郡天城町内国有林鹿児島森林管理署二四七林班及び二四八林班の全部並びに二三四林班、二三六林班、二四四林班から二四六林班まで及び二四九林班の各一部
鹿児島県大島郡天城町大字犬田布、大字兼久、大字松原及び大字与名間の各一部
鹿児島県大島郡伊仙町内国有林鹿児島森林管理署二五〇林班及び二五一林班の各一部
鹿児島県大島郡伊仙町大字伊仙、大字小島及び大字崎原の各一部
鹿児島県大島郡和泊町大字国頭及び大字西原の各一部
鹿児島県大島郡知名町大字下城、大字新城及び大字田皆の各一部
鹿児島県大島郡与論町大字茶花、大字那間、大字古里及び大字麦屋の各一部
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の各一部

（三）　第二種特別地域

鹿児島県奄美市内国有林鹿児島森林管理署二一四林班及び二一五林班の全部並びに二〇四林班及び二〇七林班の各一部
鹿児島県奄美市笠利町大字宇宿、笠利町大字笠利、笠利町大字喜瀬、笠利町大字佐仁、笠利町大字須野、笠利町大字外金久、笠利町大字手花部、笠利町大字屋仁、笠利町大字用、住用町大字石原、住用町大字市、住用町大字神屋、住用町大字川内、住用町大字城、住用町大字西仲間、住用町大字東仲間、住用町大字見里、住用町大字役勝、住用町大字山間、住用町大字和瀬、名瀬大字朝戸、名瀬大字芦花部、名瀬大字伊津部町、名瀬大字金久町、名瀬大字小宿、名瀬大字小湊、名瀬大字大熊、名瀬大字知名瀬及び名瀬大字西仲勝の各一部
鹿児島県大島郡大和村大字今里、大字大金久、大字大棚、大字思勝、大字志戸勘、大字津名久、大字戸円、大字名音、大字大和浜及び大字湯湾釜の各一部
鹿児島県大島郡宇検村内国有林鹿児島森林管理署二二六林班及び二二七林班の全部並びに二二八林班及び二二九林班の各一部
鹿児島県大島郡宇検村大字芦検、大字田検及び大字湯湾の各一部
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字阿木名、大字阿鉄、大字網野子、大字阿室釜、大字池地、大字生間、大字押角、大字勝浦、大字勝能、大字嘉鉄、大字嘉徳、大字久慈、大字管鈍、大字久根津、大字花天、大字花富、大字古志、大字小名瀬、大字古仁屋、大字薩川、大字実久、大字篠川、大字芝、大字諸数、大字諸鈍、大字清水、大字瀬相、大字節子、大字蘇刈、大字武名、大字手安、大字渡連、大字西阿室、大字西古見、大字俵、大字三浦、大字油井及び大字与路の各一部
鹿児島県大島郡龍郷町大字秋名、大字芦徳、大字安木屋場、大字幾里、大字浦、大字円、大字大勝、大字嘉渡、大字久場、大字瀬留及び大字龍郷の各一部